

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」パンフレット・  
リーフレット及び公式ホームページ制作業務  
公募型プロポーザル実施要領

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

## 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」パンフレット・リーフレット及び公式ホームページ制作業務委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

## 2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」パンフレット・リーフレット及び公式ホームページ制作業務
- (2) 事業主体 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会
- (3) 業務内容 **仕様書（別紙1）**のとおり
- (4) 履行期限 平成30年3月20日
- (5) 予算額 平成29年度予算 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

プロポーザル方式の参加資格は、参加表明書提出期限（平成29年11月15日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という。）を構成する6市町（姫路市・福崎町・市川町・神河町・朝来市・養父市）及び兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 協議会及び協議会を構成する団体に所属していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 協議会を構成する6市町及び兵庫県の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。

## 4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成29年11月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類 **プロポーザル参加表明書（別紙2）**
- (3) 提出方法 持参又は郵送（期限当日に必着）による。
- (4) 提出先 養父市企画総務部企画政策課  
〒667-8561 養父市八鹿町八鹿1675  
TEL 079-662-7602 FAX 079-662-7491  
E-mail: kikakuseisaku@city.yabu.lg.jp

## 5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は**質問書（別紙3）**を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年11月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は、参加申込者全員に電子メールにて**11月20日（月）**に回答する。
- (4) 提出先 養父市企画総務部企画政策課（担当 片岡）  
TEL 079-662-7602 FAX 079-662-7491  
E-mail: kikakuseisaku@city.yabu.lg.jp

## 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 **平成29年11月24日（金）午後5時まで**  
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類 **企画提案書等提出書類一覧（別紙4）**のとおり
- (3) 提出部数 各15部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（期限当日に必着）による。
- (5) 提出先 養父市企画総務部企画政策課  
〒667-8561 養父市八鹿町八鹿1675  
TEL 079-662-7602 FAX 079-662-7491

## 7 事業者の選定

### (1) プレゼンテーション

- ① 実施日時・場所 **平成29年11月29日（水）兵庫県中播磨県民センター（予定）**  
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98

※時間は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

- ② 実施時間  
1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。）

### ③ その他

- ア 下記10「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。
- イ 配置予定の担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。
- ウ プレゼンテーションは非公開とする。
- エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- オ プレゼンテーションはプロジェクター等の使用は可能とするが、事業者で準備すること。

### (2) 選定方法等

- ① 事業者の選定は、審査委員会を設置し、同委員会が事業者を選定する。
- ② 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、以下の合計点の最上位の者を本委託業務に適した候補者として選定する。
  - ア 信頼性（実績・経験・受託業務能力）の評価点 20点
  - イ 理解度（事業の理解度）の評価点 20点
  - ウ 企画力（表現力、実現可能性、提案内容等）の評価点 40点
  - エ 受託意欲（意欲・熱心さ）の評価点 10点
  - オ 見積額（提案内容と金額のバランス）の評価点 10点※プロポーザルへの参加申込者が多数の場合、書類審査を第一次審査とし、面接ヒアリングの参加者を絞る場合があるので、参加申込者は協議会の指示に従うこと。

## 8 契約の締結

前記7(2)により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は協議会を構成する6市町及び兵庫県から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 9 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール



## 10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、本プロポーザルの庶務を行う朝来市の朝来市情報公開条例（平成17年朝来市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 別紙「日本遺産魅力発信推進事業について」、「各費目における単価上限、補助対象外経費等」の記載事項について留意すること。

## 12 提出及び問い合わせ先

養父市企画総務部企画政策課（担当 片岡）  
〒667-8561 養父市八鹿町八鹿1675  
TEL 079-662-7602 FAX 079-662-7491  
E-mail: kikakuseisaku@city.yabu.lg.jp

(別紙)

#### 日本遺産魅力発信推進事業について

- ・ 事業実施にあたり、単価上限等を設定しているので留意すること。  
(上限を超えて支出した額は助成の対象にならない)
- ・ 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という）及び協議会の構成団体、構成団体の構成員に対する支出はできない。
- ・ 協議会からの委託料支払は、事業完了後となる。
- ・ 事業期間外の行為は補助対象にならない。
- ・ 当事業は文化庁の文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の交付を受け実施する。会計検査院の検査対象となるので、会計帳簿を整備し、事業の趣旨に沿った適正な支出に努めること。
- ・ 通帳、契約、検収及び支払の関係書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存が必要となる。
- ・ 実績報告書提出の際は、上記の帳簿の写しを提出すること。
- ・ 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、協議会に申請の上、文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「日本遺産魅力発信推進事業」と記載すること。
- ・ 事業の報告書を作成する場合には、上限を300部とする。
- ・ 事業実施にあたり不明な点は、協議会担当者あて問合せのこと。

各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 (協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外)	930円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。 健康保険、年金保険、雇用保険等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は補助対象外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	1,800円/枚
		外国語 200字(A4用紙1枚)程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	5,800円/枚
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,000円/枚
		その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度	5,700円/枚
出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
全般	協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代は補助対象外	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る。(ただし、食事代は補助対象外)	9,800円/日
	日当	補助対象外	—
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点10万円(税込み)以上の高額物品</li> <li>・電化製品(パソコン・カメラ)など、転売可能な物品</li> <li>・参加者、協力者、一般人への贈答が目的の物品(賞状、景品、グッズ等)</li> <li>・個人が所有することとなる物品(法被、足袋等)</li> <li>・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等)</li> </ul>	左記はすべて補助対象外
全事項共通		上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額補助対象外

※その他補助対象外経費

食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	左記はすべて補助対象外
不動産関係費	建物の建設、不動産購入費、不動産賃貸費	
祭等運営費	祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費、大会参加費	
団体が当然負担すべき経費	団体の維持経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等	
既存活動経費	団体の既存活動に要する経費	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	委託契約締結日～完了日以外に実施した事務事業に係る経費	